

# COVID-19下での在留資格



# 自己紹介

Shohei Sugita / 杉田 昌平

弁護士(2011年東京弁護士会登録、入管取次弁護士(2013年～))  
社会保険労務士(2017年～)、第一種衛生管理者(2020年～)  
日本弁護士連合会中小企業海外展開支援担当弁護士(2018年度～)  
弁護士法人Global HR Strategy代表社員、センチュリー法律事務所パートナー



- 2011年12月 センチュリー法律事務所入所(～2014年12月)
- 2013年4月 慶應義塾大学法科大学院助教(～2015年8月)
- 2015年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所(～2017年8月)
- 2015年6月 名古屋大学大学院法学研究科特任講師  
(ハノイ法科大学内日本法教育研究センター)(～2017年8月)
- 2017年9月 センチュリー法律事務所入所(現職)  
名古屋大学大学院法学研究科学術研究員(～2017年9月)
- 2017年10月 名古屋大学大学院法学研究科研究員(現職)  
慶應義塾大学グローバル法研究所研究員(～2019年6月)  
ハノイ法科大学客員研究員(～2019年10月)
- 2019年6月 慶應義塾大学法科大学院特任講師(現職)
- 2020年2月 経済産業省中小企業庁「次世代の担い手研究会」委員
- 2020年9月 厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」検討委員
- 2020年11月 ASSC=JICA「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」アドバイザー



- 本セミナーの内容は、講師/スピーカーが公開情報に基づいて整理したものであり、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)、同事務局、会員、その他行政機関からの非公開情報に基づく情報は含まれておらず、また、JP-MIRAI、同事務局、会員の見解とは無関係のものです。
- 本セミナーの内容は、講師/スピーカー独自のものであり、所属機関、関係機関とは無関係のものです。
- 本セミナーの情報は、2021年1月28日時点のものです。

# 目次

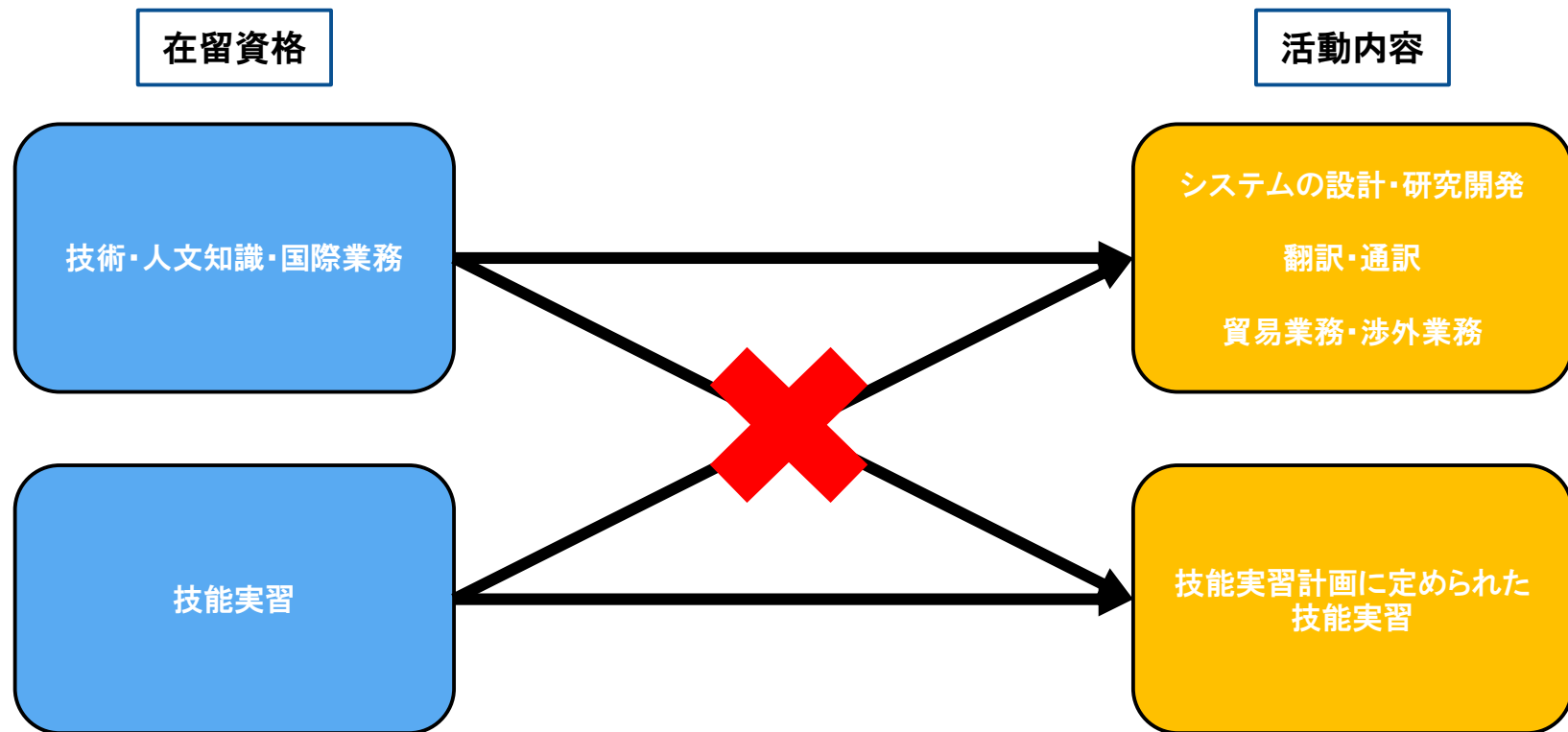
- 1 在留資格制度とは
- 2 技能実習生が活用できる在留資格
- 3 留学生が活用できる在留資格
- 4 就労系の在留資格の方が活用できる在留資格

# 在留資格制度

- 日本に入国している外国籍の人は、原則として、一人一つ、何らかの、日本にとどまり、活動することができる資格(在留資格)をもっている
- 外国人材は、原則として、在留資格の範囲でしか報酬を得る活動ができない(入管法19条)

# 在留資格と仕事の関係

6



# 目次

- 1 在留資格制度とは
- 2 技能実習生が活用できる在留資格
- 3 留学生在が活用できる在留資格
- 4 就労系の在留資格の方が活用できる在留資格

# 技能実習制度の目的

- 技能実習の目的は、技能等の移転による国際協力の推進
- 同一の会社で3年間技能等を学ぶ必要があるため、原則として転職できない





# COVID-19対策のための特例

- COVID-19の影響で仕事を無くした人向けに、転職ができる特例が設けられた



# 技能実習生の場合 (仕事を続けたい人)

## 1 雇用契約の終了事由

**解雇**  
(倒産、人員整理、雇止め、採用内定の取消し等)

**期間満了**  
(1・2・3号技能実習修了)  
※ 1号修了者は①のみ可  
※ 3号修了者は④以外可

## 2 変更する在留資格

雇用維持のための特定活動  
(最大1年、就労可)

① 帰国困難のための特定活動  
(6月、就労可)

② 特定技能への移行準備のための特定活動  
(4月、就労可)

③ 特定技能への移行  
「特定技能1号」

④ 技能実習3号への移行  
「技能実習3号」

## 3 特徴

転職：○  
転社：○  
監理団体の関与に関する資料提出：× (不要)  
帰国までの必要な生活及び帰国の支援に関する責務：× (なし)  
リンク：[http://www.moj.go.jp/isa/nyusokukokanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyusokukokanri14_00008.html)

転職：△ (関係業種への転職可)  
転社：○  
監理団体の関与に関する資料提出：○ (必要)  
帰国までの必要な生活及び帰国の支援に関する責務：○ (あり)  
リンク：[http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyusokukokanri07\\_00026.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyusokukokanri07_00026.html)

転職：×  
転社：×  
監理団体の関与に関する資料提出：× (不要)  
帰国までの必要な生活及び帰国の支援に関する責務：× (なし)  
リンク：[http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyusokukokanri07\\_00026.html](http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyusokukokanri07_00026.html)

転職：○ (要他分野の試験合格)  
転社：○  
監理団体の関与に関する資料提出：× (不要)  
帰国までの必要な生活及び帰国の支援に関する責務：× (なし)  
リンク：[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyusokukokanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyusokukokanri07_00197.html)

転職：×  
転社：○  
監理団体の関与に関する資料提出：○ (必要)  
帰国までの必要な生活及び帰国の支援に関する責務：○ (あり)  
リンク：[http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyusokukokanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyusokukokanri07_00146.html)

# 在留資格の範囲の注意点

入管法20条1項

**在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格(略)の変更((略)特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。)を受けすることができる。**

特定活動



特定活動



解雇された方  
技能実習を3年または5年行った人で帰国が困難な方  
のための「特定活動」

■ 対象者

技能実習の途中で解雇された方

技能実習を3年または5年行い、帰国が困難な方

■ できる仕事(技能実習のときから働く会社を変えることができる)

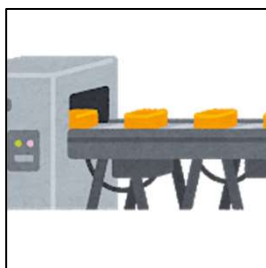
介護



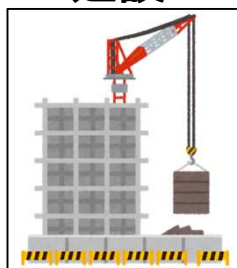
ビルクリーニング



製造



建設



造船



自動車整備



航空



宿泊



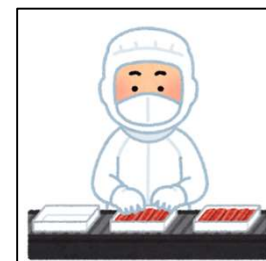
農業



漁業



飲食料品製造

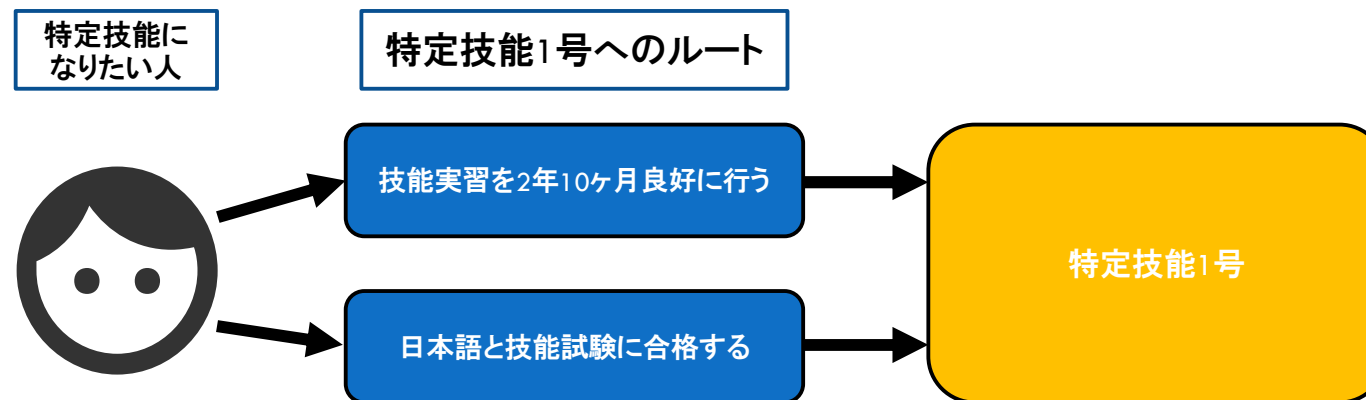


外食



解雇された方  
技能実習を3年または5年行った人で帰国が困難な方  
のための「特定活動」

- 何年間働くことができるか  
1年働くことができる  
試験に合格すれば、「特定技能1号」に変更して5年働くことができる
- 「特定技能1号」になるにはどうしたらよいか



# 帰国が困難な技能実習生 のための「特定活動」

- 対象者

帰国が困難な技能実習生、外国人建設・造船就労者

- できる仕事(技能実習のときから働く会社を変えることができる)

技能実習のときと、同じ仕事

技能実習のときと、関連する仕事

- 何年働くことができるか

6ヶ月働くことができ、その後も帰国が困難な場合、更新できる

# 関係する仕事の範囲

農業の技能実習  
→農業の他の技能実習の仕事

食品製造の技能実習  
→食品製造の他の技能実習の仕事

漁業の技能実習  
→漁業の他の技能実習の仕事

繊維衣類の技能実習  
→繊維衣類の他の技能実習の仕事

建設の技能実習  
→建設の他の技能実習の仕事

機械金属の技能実習  
→機械金属の他の技能実習の仕事

# 同じ会社で「特定技能1号」になる方で準備が必要な方のための「特定活動」

- 対象者

新型コロナウイルス感染症により特定技能への移行に時間を要する技能実習生、外国人建設・造船就労者

- できる仕事(技能実習のときから働く会社を変えることができない)  
従前と同一機関で、従前と同一の業務(職種・作業)を行うことが可能

- 何年働くことができるか

4ヶ月働くことができる

その後で、特定技能に変更したら、合計で5年間働くことができる



# 「特定技能1号」になる方

- 対象者

技能実習を2年10ヶ月以上、良好に行った人

- できる仕事(技能実習のときから働く会社を変えることができる)

14の産業分野

- 何年働くことができるか

5年間働くことができる

# 「技能実習3号」になる方

- 対象者

「技能実習2号」を修了した人

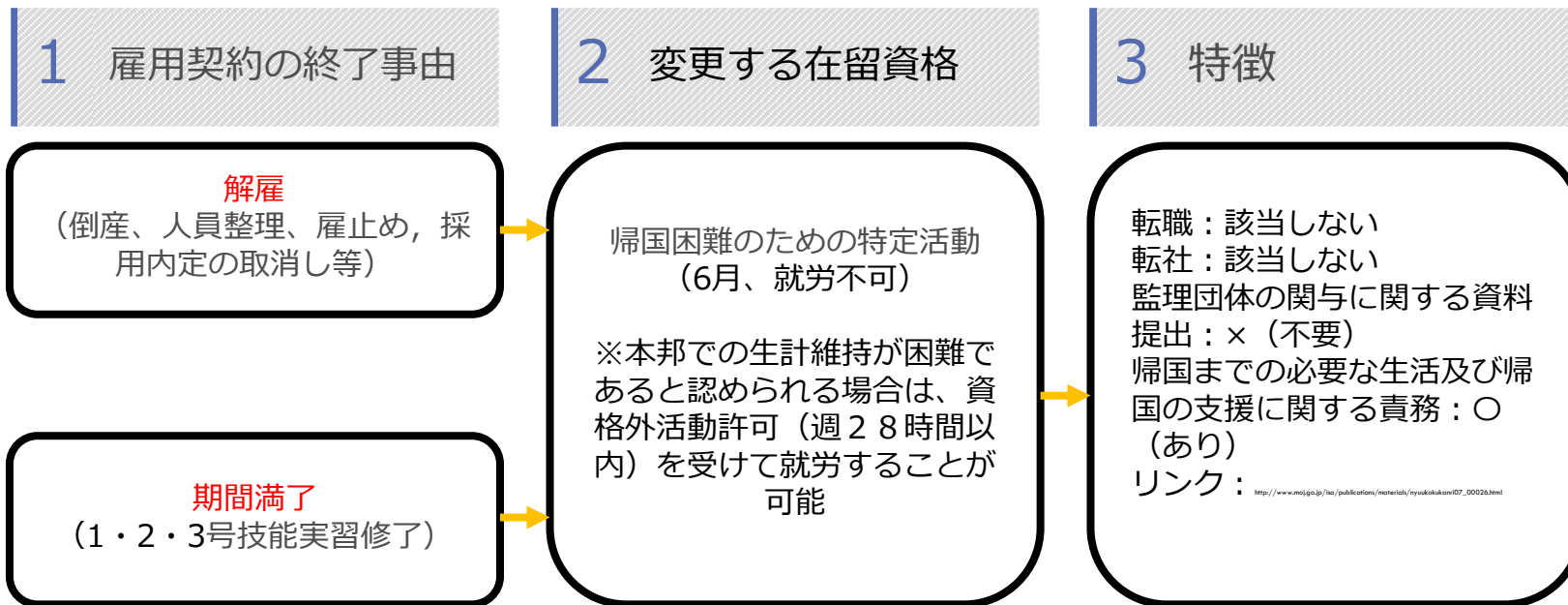
- できる仕事(技能実習のときから働く会社を変えることができる)

技能実習2号で行っていた仕事

- 何年働くことができるか

2年間働くことができる

# 技能実習生の場合 (仕事を続けることを希望しない人)



# 帰国が困難な方向けの「特定活動」

- 対象者

帰国が困難な人

- できること

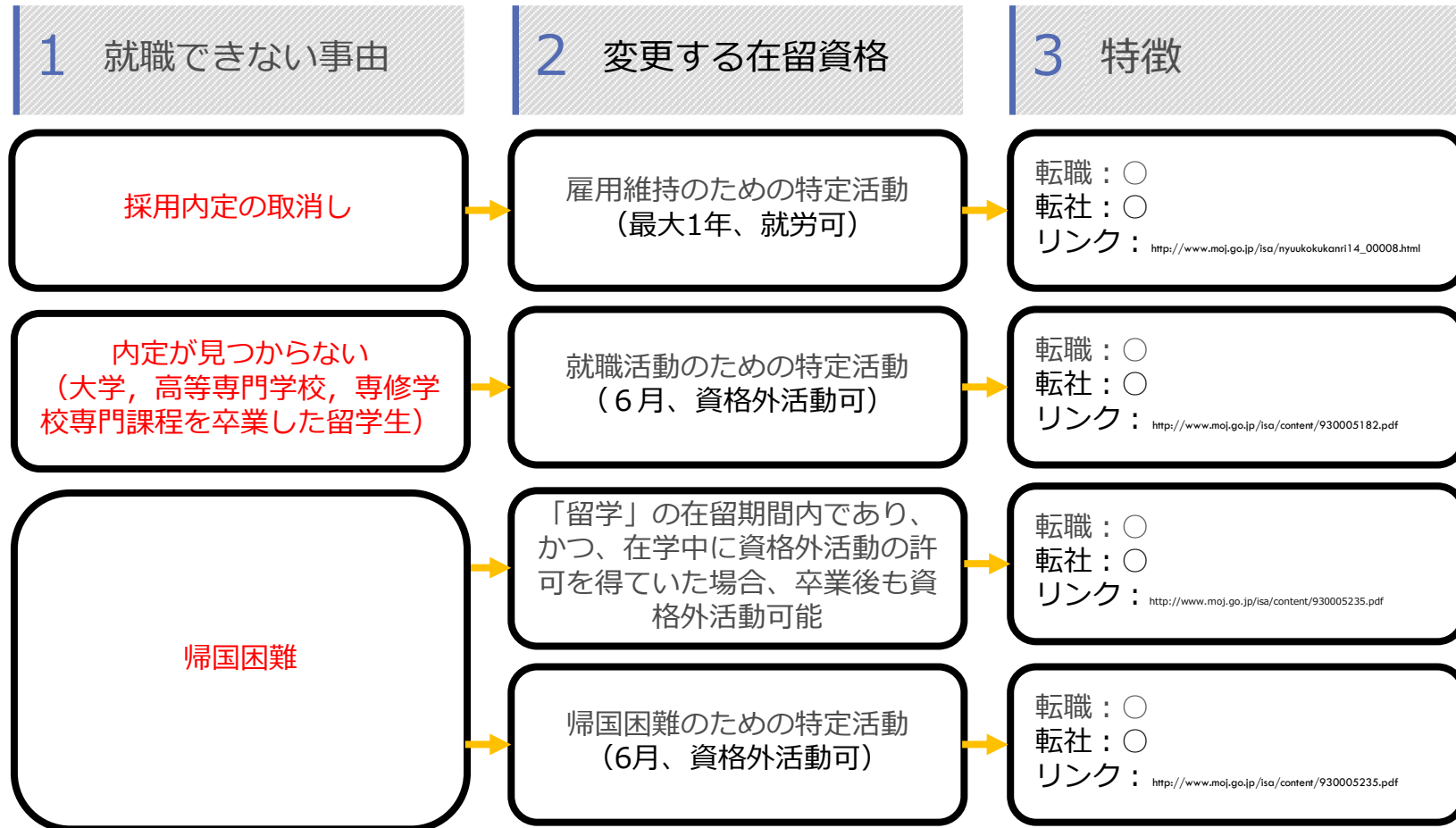
6ヶ月日本に滞在することができる

働くことは原則できないが、生活が苦しい場合、資格外活動の許可を得て、週28時間以内の仕事を行うことができる

# 目次

- 1 在留資格制度とは
- 2 技能実習生が活用できる在留資格
- 3 留学生在が活用できる在留資格
- 4 就労系の在留資格の方が活用できる在留資格

# 「留学」の場合 (働くことを希望する者)



# 採用内定を取り消された方 向けの「特定活動」

- 対象者

採用内定があったが、COVID-19の影響で、内定が取り消された人

- できる仕事

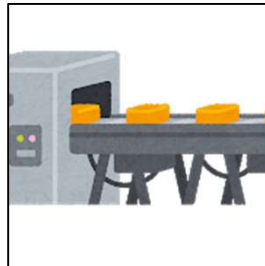
介護



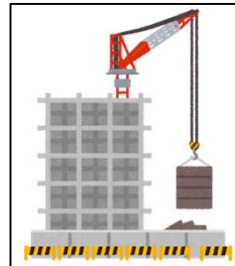
ビルクリーニング



製造



建設



造船



自動車整備



航空



宿泊



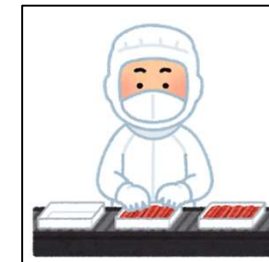
農業



漁業



飲食料品製造



外食



# 就職活動のための「特定活動」

- 対象者

内定が見つからない留学生

(大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生)

- できる仕事(技能実習のときから働く会社を変えることができる)

資格外活動の許可によって、週28時間以内の仕事が可能

- 何年働くことができるか

通常は、卒業後1年を超えない範囲



# 帰国が困難な留学生のための 「特定活動」

- 対象者

「留学」の在留資格を有していた方で、帰国が困難な方

- できる仕事(技能実習のときから働く会社を変えることができる)

1週間に28時間のアルバイトが可能

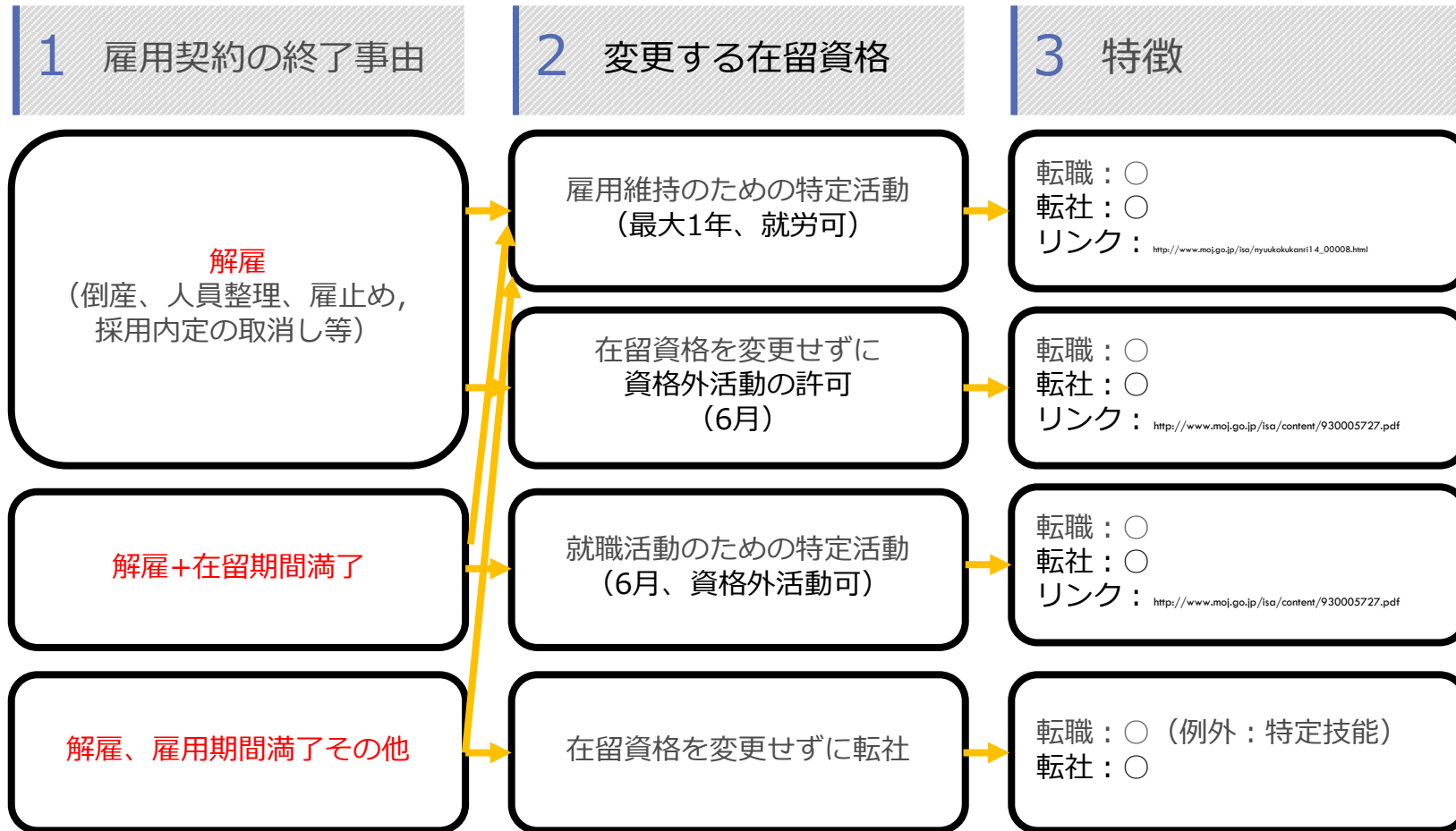
- 何年働くことができるか

6ヶ月働くことができる

# 目次

- 1 在留資格制度とは
- 2 技能実習生が活用できる在留資格
- 3 留学生が活用できる在留資格
- 4 就労系の在留資格の方が活用できる在留資格

# 就労資格の場合 (仕事を続けたい人)



# 資格外活動の許可

- 対象者

- (1)雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方
- (2)雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方
- (3)雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方
- (4)その他上記(1)ないし(3)に準ずる方

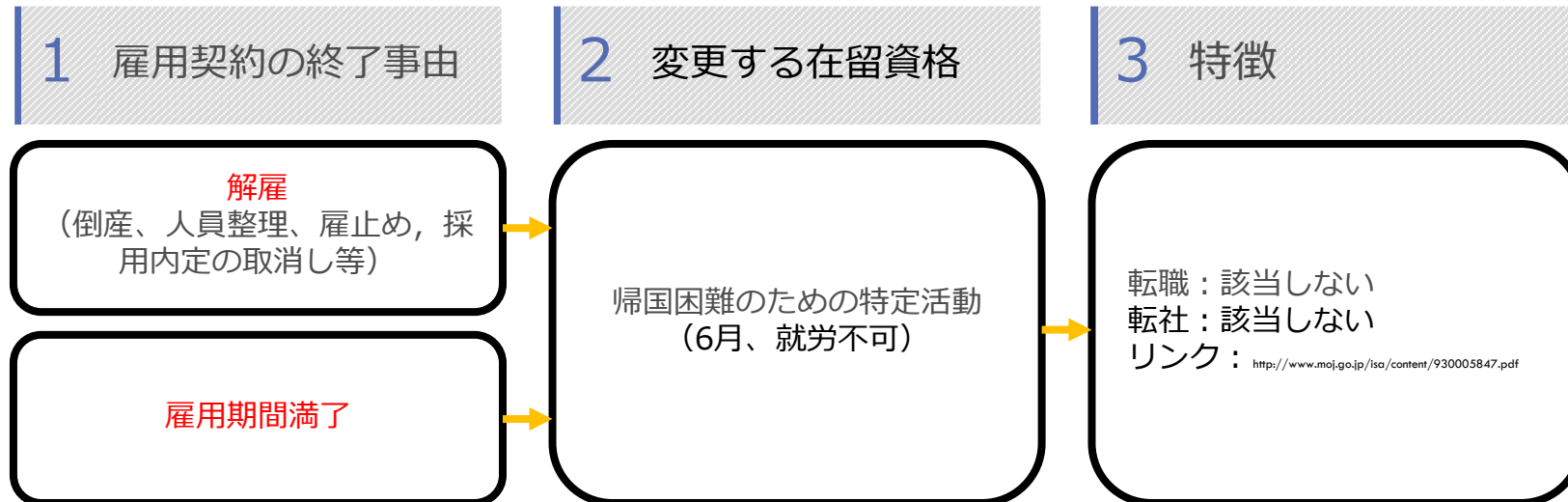
- できる仕事(技能実習のときから働く会社を変えることができる)

資格外活動の許可を得て、1週間に28時間のアルバイトが可能

- 何年働くことができるか

6ヶ月または今の在留資格の在留期間の満了日のうち、先に到来する日まで  
(新型コロナウイルス感染症の影響で雇用の悪化が継続している場合には、更新することができる)

# 就労資格の場合 (就労を希望しない者)



# 知っておいてほしいこと

- 会社から「会社を辞める書類に署名してほしい」と言われても、納得できない場合は、署名しない。
- フレスクの電話相談、外国人技能実習機構の母国語相談、出入国在留管理局の相談窓口、法テラス、ベトナム人コミュニティ等、相談できる場所は沢山ある。1カ所相談して良い回答が得られなくても諦めないこと。
- 不法滞在となった後は、とても大変。大変な状況は理解できるが、不法滞在や不法就労は行わない。助けてくれる人はきっといる。

ベトナム語：[https://www.kokoro-vj.org/vi/post\\_8471](https://www.kokoro-vj.org/vi/post_8471)



06月29日 わたしの体験

Vol.33 職場での暴力が原因で失踪

今回の先輩 Nguyễn Hương Hạnh(グエン・フォン・ハイン)  
さん=仮名 2017年9月 ハノイの...

# 参考文献等

31

- 法務省ウェブサイト
- 入管庁ウェブサイト
- 法務省「入国・在留審査要領」
- 山脇康嗣『詳説 入管法の実務』
- 同『技能実習法の実務』
- 坂中英徳＝齋藤利夫『出入国管理及び難民認定法逐条解説改定第四版』
- 本資料では、Apache license version 2.0.のライセンスで配布されているMaterial iconsを使用しています。

# 用語

32

- 本資料では、わかりやすさの観点から、以下のとおりの用語を用いる場合があります。
- 出入国管理および難民認定法＝入管法
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律＝技能実習法



# ご質問等



## ご連絡先

〒100-0004

東京都千代田区 大手町1-7-2

東京サンケイビル25階

センチュリー法律事務所

杉田 昌平

03-5204-1088

[sugita@century-law.com](mailto:sugita@century-law.com)

ご清聴、ありがとうございました！

ご質問・ご意見・ご相談等、お気軽にお申しつけください。

Chúc các bạn có một cái Tết vui vẻ!!